

# 平成27年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成27年12月11日(金) 午前9時30分～午後3時2分

○場 所 国分寺庁舎302・3委員会室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	大島昌弘	副委員長	○	高橋芳市
委員	○	出口芳伸	委員	○	須藤勇
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子

出席6人 欠席0人

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
教育次長	野澤等	健康福祉部長	小口英明
教育総務課長	若林早苗	学校教育課長	梅山孝之
生涯学習文化課長	増渕晴美	スポーツ振興課長	坪山仁
社会福祉課長	山中宏美	こども福祉課長	落合好枝
高齢福祉課長	川俣和子	健康増進課長	谷田貝明夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	黒川弘

○議員傍聴者 磯辺香代、中村節子

○一般傍聴者

## 1 開会

2 あいさつ 大島委員長

## 3 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 箕輪古城公園グラウンド、南河内第二中学校施設非構造部材修繕事業、緑小学校施設非構造部材修繕事業

議案第67号 平成27年度下野市一般会計補正予算(第4号)【所管関係部分】

質疑・意見

### [歳入]

#### 16款 2項 2目 民生費県補助金

○高橋副委員長：児童福祉費県補助金の減額理由を伺う。

●こども福祉課長：国の補助制度の変更に伴い、当初計上した関係補助金を新たな制度に基づく補助金として減額し、追加の財源調整を行ったものです。27年度からの新制度の事業メニューについては、当初予算編成時に名称が定まっていなかったため26年度で示していた補助金名称を使っていたが、7月以降名称等が確定し、当初の保育緊急確保事業補助金が子ども・子育て支援交付金にかわった。補助率は3分の1であるが一ほかに県支出金等で3分の2の補助率のものがあつたが、放課後児童対策事業費補助金、病児・病後児保育事業費補助金、延長保育促進事業費補助金が国庫からも入るようになり振り替えをした。その関係で子ども・子育て支援交付金の中に県費で見込んでいたものが組み込まれ、これまでの交付金に加え放課後児童対策事業費補助金等が入った。また、栃木県安心こども特別対策事業費補助金についても保育所等整備交付金という名称となり、補助率も2分の1から3分の2にかわった。県補助金は国庫補助

金の補正と関連しており、補助金の名称がかわり交付割合もかわったことにより県費が減額になり国庫が増額になっている。

○高橋副委員長：組みかえということでよいか。

●こども福祉課長：組みかえのほか実際に減額補正となったものは認定こども園整備事業で、当初2園を予定していたが1園となったため減額補正となっている。

### 15款 2項 5目 教育費国庫補助金

○村尾委員：学校施設環境改善交付金が減額となり合併特例債に振り替えられたと思うが、小学校校舎空調設備設置事業が補助対象にならなかったということか。

●教育総務課長：小学校校舎空調設備設置事業については、8,418万6,000円の補助金を当初見込んで要望をしていたが、採択にならず全額つかなかった。そのかわりに合併特例債で8千万円を計上した。なお、緑小と南河内二中の非構造部材修繕事業に新たな補助がついたため緑小が692万円、南河内二中が159万7,000円に増額となっており、差し引きで今回の補正額となっている。

## [歳出]

### 3款 2項 1目 児童福祉総務費

○高橋副委員長：認定こども園整備事業の減額理由を伺う。

●こども福祉課長：学校法人内木学園薬師寺幼稚園については、既存建物を改修し認定こども園としての保育施設創設を当初予定していたが、建築基準法の関係で改修が不可能になったと聞いている。今後、新築で事業計画を直していくと聞いている。28年度は無理なようなので、29年度頃には具体的なことがわかってくるのかなと思っている。子ども子育て支援事業計画にも組み込まれているので、この計画期間中には創設されるとみております。

### 3款 1項 2目 障がい者福祉費

○村尾委員：障がい児給付事業の育成医療費が149万円増額となっているが、対象者数は何人くらいいるのか。

- 社会福祉課長：10月までの利用実績は27名である。26年度の実績は32名なので、その辺りまでふえるのではないかと見込んでいるが、上半期の支出額が大きかったため今回補正計上した。
- 村尾委員：対象者がふえるだろうということで了解した。次に、障がい者自立支援事業が6,963万2,000円の増となっている。当初は6億3,556万円であったが、何が増したのか。
- 社会福祉課長：本事業の中には共同生活援助や就労継続支援—A型・B型といった訓練等給付費があるが、それらが増したためである。主な原因はグループホーム「ことりの宿」が新しくできたり、「なのはな」「すみれ」が地活から就労支援B型に移管したり、また、壬生町にユーハームというA型があるが、石橋駅まで送迎してくれるということで下野市の利用者がふえたりといった、今まで利用できなかった施設についてのサービス利用者がふえたためである。
- 村尾委員：壬生の送迎付きの施設は、何といったのか。
- 社会福祉課長：ユーハームです。国谷駅の東にあるようだ。
- 村尾委員：この制度は、利用者が利用料を減免された際にその分を自治体が負担するということか。支払先は国保連合会になるのか。
- 社会福祉課長：このサービスは1割が基本で所得に応じた月平均の限度額がある。その残りの分を市が負担するため、基金や国保連から請求され支払っている。
- 村尾委員：1割負担ということは制度的に決まっているが、所得に応じてそれが軽減され、その減らされた分は市が負担するのか。それとも、利用にかかる何割かが市が負担するということか。
- 社会福祉課長：本人の負担は基本1割ということで、残りの9割の部分が市に請求がくるということである。
- 村尾委員：その9割部分に国や県の負担金が入ってくるということか。
- 社会福祉課長：国の負担金として2分の1、県の負担金として4分の1である。

### 3款2項1目 児童福祉総務費

- 村尾委員：認定こども園整備事業については学校法人内木学園薬師寺幼稚園が先延ばしとなったということだが、第二薬師寺幼稚園については工事施工され

ていた。いつ完成しオープンするのか。

●こども福祉課長：本年度中に完成し28年度からオープンする予定である。

○村尾委員：定員は何人か。

●こども福祉課長：現在210名であるが、60名増の270名となる。

#### 10款5項6目 図書館費

#### 10款5項7目 生涯学習情報センター費

○村尾委員：それぞれ修繕費が計上されているが、内容について伺う。

●生涯学習文化課長：図書館費については、石橋図書館1階玄関左手に展示コーナー、西側に読書コーナーがあり、壁がガラスブロックとなっているが、劣化により雨漏りが生じたことから修繕を行う。防水工事としてガラスブロック周りを打ちかえ、シーリングの張りかえを行う。また、左手の展示コーナーについては床がタイルカーペットになっているが、雨漏りのため撤去して塩化ビニールシートに張替えをする。生涯学習情報センターについては、空調設備の修繕として1階の展示スペースと2階の交流スペースの室外機の交換である。の額が44万3千円ほどとなっている。ほかに、管理棟や会議室でブラインドが壊れている箇所があるため、その取り換えに16万8千円程度を見込み、計61万3,000円となる。

#### 債務負担行為調書

○村尾委員：保育園給食調理業務に8,995万円とあるが、算定根拠を伺いたい。

27年度当初予算の債務負担行為調書では、26年度までの支出見込み額が2年間で約四千百万円、平均とすると年2,050万円程度であった。3年間の業務内容とすると6千万円くらいではと思ったのだが、8,900万円ということは年平均で約3千万円ということになる。今回、なぜそのようになったのか伺いたい。

●こども福祉課長：この業務は24年度のときにも一三年前にも行ったが、その積算と比較してもそれ程一24年12月議会に提出したものとあまりかわらない。算出根拠としては、4園あるが、その園で実際に責任者一業務責任者、副責任者、臨時のパート職員等の人件費や、その人件費に伴う社会保険料、そういうものを積算している。また、それら主に人件費にかかるものに加え腸内細菌検査や

消耗品、そういうものを園ごとに一小金井保育園が人数的にも1人多いために金額は多く、ほかの3園は同額だが一積算、その4園の合計などにより見積もりをしている。それを基に消費税率を掛け一28年度は一応1.08、8%の消費税で積算しており一29年度と30年度は10%の消費税で積算している。こうして合計すると8,995万8,000円ということになった。本事業については2月に入札を行うので、この額が上限ということで入札をした上で実際には下がると見込んでいる。前回は同様に金額は大きかったのだが一9,000万円くらいだったが一入札を行い現在執行している金額となっている。

○村尾委員：入札したらこれがどうなるかわからないということはわかったが、今の3年間の債務負担行為の経過を見ていると一26年までの支出見込み額から計算するとすごく安くなる。そうした実績は勘案しないのか。当初予算書では26年度末までの支出見込み額は4,101万6,000円となっていたが、この金額のほうかむしろおかしいということか。

●健康福祉部長：この差については、前回の落札率が約69%であったためである。あくまでも設計自体は一定の基準に基づいて設計をする。県の単価がなければ複数の業者から見積りを取って積算をするのだが、それは課長の説明のとおりそれなりの金額になると思う。ただし、実際に入札になると競争の原理が働くので、それなりに額が下がってくるということで、村尾委員の言われる実質的な金額としては、相当下がった額で執行されているということである。

○村尾委員：では、今の期間、27年度までの限度額というのは9,080万4,000円だったのだが、入札した結果安くなったということなのか。それとも9千万というのは入札の結果の金額なのか。

●健康福祉部長：これは3年間の、あくまでも債務負担行為なので支出の上限額を定めたものである。実質的には一予算を組む際にはこの額が上限なので一予算を計上してから入札をかける。そこから下がるので、債務負担行為の額と実際の執行額は相当に差が生じる。

○村尾委員：ここに書いてある限度額より、現実的には下がる可能性があるということか。

●健康福祉部長：可能性があるというより、これより下回らなければ執行できない。この額が上限である。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第80号 下野市体育施設条例の一部改正について

質疑・意見

○村尾委員：アマチュアスポーツで使用する場合や営利目的の場合など、いろいろ新たな項目が入ったが、例えば公民館などでコンサートや演劇を行ったりすることが営利目的であるというのはなんとなくわかるのだが、体育施設の場合、営利とはどういう場合が考えられるのか。

●スポーツ振興課長：例えばスポーツクラブなど営利企業がある。そのような企業が体育館等を借りてイベント等を行う場合が考えられる。

○村尾委員：例えば、コーチなどを業とする人がスポーツ教室を開いたときは、営利目的になるのか。

●スポーツ振興課長：そこに入場料とか負担金—参加者に対して入場料や参加費を取ったというような金銭的なこと—が発生した場合、営利目的と考えられる。

○村尾委員：有料のスポーツ講座について、プロのコーチを呼んだとしても受講者が借りれば営利とはみなさないのか。謝金は払うと思うのだが。

●スポーツ振興課長：貸し出しをする場合に受付をする。その際、どのように使用するか窓口で聞き取りをするので、その際に明らかに営業目的との判断ができれば使用料を徴収することになる。実際にその場に行かずに窓口申告のみなので、営利企業ではなくとも貸す場合もあるかもしれない。

○村尾委員：今まではそういったプロの人たちがスポーツ講座をすることはあまり認めてなく、いわゆるアマチュアの利用だけを認めていたというふうにも聞いているのだが、これからはそれを業とする人がスポーツ教室を開いても料金さえ払えばよいということになるのか。

●スポーツ振興課長：現在の規定は営利を目的に借りた場合の料金が一般の料金と同じになっていたので、今回、規定を設けたという経緯である。

○村尾委員：これまでの実績から、今後収入増につながる利用件数はどのくらいになるのか。

●スポーツ振興課長：営利企業を目的として貸している実績があまりないので、今後の伸びは見えない。

○高橋副委員長：1時間単位が多い。1時間程度で終わる試合や大会は今まであったのか。半日、もしくは2時間単位にしておいた方がよいのでは。

●スポーツ振興課長：練習の場合は1時間単位で2時間を限度として貸している。練習試合などがある場合は日程が決まっていると思うので、日程表を出していただき4時間、5時間という時間で貸している状況である。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第81号 下野市国分寺B & G海洋センター条例の一部改正について

質疑・意見 なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第82号 下野市都市公園条例の一部改正について

質疑・意見

○村尾委員：今まで利用料金をとらなかった箕輪古城公園グラウンドと柴公園グラウンドに使用料が設定されたが、使用頻度はどのくらいだったのか。今回これを決めるに当たってスポーツ推進審議会の意見は聞いたということだが、利用者の意見は聞いたのか。

●スポーツ振興課長：グラウンドについては定期利用者がおり、土曜日、日曜日はほぼ使われている。平日についてもナイター照明があるので、それを使って利用されている方もいると思う。箕輪古城公園グラウンドについては、26年度実績で年間延べ6,546人が利用している。使用料改定についてはスポーツ推進審議会で内容を検討していただいた。利用者の意見等は聞いていない。

○村尾委員：柴公園についても伺いたいのだが、あわせて利用者への周知はどの

ようにされるのか。

- スポーツ振興課長：この条例改正が議決されれば1月から3月まで周知期間を設け、市ホームページや広報誌等は当然ながら貸出業務行われている3か所の窓口にも掲示し、周知していきたい。
- 高橋副委員長：芝公園では現在、駅東ソフト倶楽部、シニアソフト倶楽部、サッカー、グランドゴルフ等で使用しており、それらが無料の健康広場に集中してしまうと思う。健康広場を無料化している中、柴公園で使用料を取るのか。
- スポーツ振興課長：今まで0円だったものが300円になるが、減免規定がありスポーツ少年団や高齢者団体、障がい者団体については全額免除という形で使用していただいているので、今までどおり無料になると考えている。
- 高橋副委員長：そうでないと苦情が相当くると思う。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第83号 下野市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正について
--

質疑・意見

- 村尾委員：今回、南河内第二中学校の特別教室の使用料が削除になったが、その理由はこれまで使用されていないからということであったが、ゼロではなかったと思う。今後利用希望があった際には貸し出すのか。
- スポーツ振興課長：学校に問い合わせたところ、使用実績がないとの話を受けている。また、特別教室を使う場合には学校を開けなければならない、学校のセキュリティの問題も含め、今回削除した。
- 村尾委員：古い話だが、そこを利用したことがある。その時は利用料がどうであったのか一減免されたのかかもしれないが一もし今後利用したいという時に、この規定がないから駄目、となるのか。あるいは学校の判断で一セキュリティ上可能な範囲で一使用できる場合はどうなのか。貸さないということになるのか。
- 教育次長：これはあくまでもスポーツ関係の料金規定であり、学校側またはP

TA等で、学校の考え方において貸出等はされると思う。しかし、一般の方が今までどおりに貸してくださいということは、今回の件では難しいと考える。

○村尾委員：いわゆる社会教育というか、生涯学習の範疇での学校開放は特別教室についてはしないということによいか。

●教育次長：そのように考えている。社会教育については、公民館やコミュニティーセンター等を利用していただくように考えている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

#### 議案第84号 下野市スポーツ交流館条例の一部改正について

質疑・意見

○高橋副委員長：スポーツ交流館は今までも利用は多かったのか。

●スポーツ振興課長：2階の大会議室と会議室、和室、調理室があるが、ほぼ毎日いずれかの室が使われており、かなり頻繁で利用されている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

#### 議案第87号 下野市立図書館における指定管理者の指定について

質疑・意見

○高橋副委員長：指定管理者を決める場合、審議委員会ではどういうふうに一何か反対が多い、という話も聞いているがどうなのか。

●生涯学習文化課長：図書館協議会では公立の図書館に対しての思い入れがあったが、実際やっている指定会社と融合して業務を行っている。そのような中、今回議決されれば、29年度に向け再度また我々から提案させていただき、下野市独自の指定管理を含めた業務を行うことを進めさせていただくので、反対といったものはないと思う。全部指定管理にしてしまうと不安だという部分が少し—やはり感情的なものが—あったが、これからはそういうことがないように

いろいろ進めていくということで協議会の人たちとも話し合いを行なっているところである。

○高橋副委員長：協議会と話し合い、大体承認は得ているということでよいか。

●生涯学習文化課長：そのように考えている。

○村尾委員：今回、1年間だけの指定管理の指定ということだが、この仕様—仕様書—というのは今までと変わらないのか。全く同じなのか。

●生涯学習文化課長：変わらない。

○村尾委員：27年の評価をするということだが、28年度においても同じように図書館の事業評価をしていくことになるのか。

●生涯学習文化課長：そのようになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

附帯意見 なし

閉 会